

慶應義塾大学 SFC 研究所
地域情報化研究コンソーシアム 自治体 ICT プロジェクト
9 月度定例会 (2013.9.19)

【議事】

1. 「日韓の電子自治体に関する比較調査研究」(13:00~13:40)
藤沢市総務部参事兼 IT 推進課長 大高利夫氏
2. 「教育情報アプリケーションユニット標準仕様」について (13:40~13:50)
(一財) 全国地域情報化推進協会
3. 来年度のコンソーシアム活動について (13:50~14:00)
4. 各分科会 (14:00~15:00) (防災災害/情報発信+産業観光活性)

※議事 1~3 は全体で、議事 4 は分科会に分かれ議論。

【次回以降の会合予定】

- 10 月 29 日 (火) 13:00~15:00 定例会@三田キャンパス
会合通して ICT サミットの準備会。情報発信分科会では、アプリコンテストの第二次審査会開催予定。
- 11 月 22 日 (金) 12:00~13:30 (予定)「全国自治体 ICT サミット」(公開シンポジウム) @六本木ミッドタウン
- 同日 13:30~14:00 地域情報化研究コンソーシアム総会 (非公開) 予定@六本木ミッドタウン

【全国自治体 ICT サミット 2013 ~モバイルデバイスが自治体にもたらす変化とは~】

スマートフォンの台頭、クラウドサービスの進展など、私たちを取り巻く ICT 環境は激変しています。これらの変化は、行政サービスのあり方にも影響を与えています。今年で第 5 回を迎えるサミットでは、行政サービスにおけるモバイルデバイスの活用 (BYOD)、さらにはそれらのデバイス上で稼働する「アプリ」の可能性について、制度背景を交えながら、全国の自治体首長と議論します。セッションの最後に、地域情報化研究コンソーシアムが主催した「自治体アプリコンテスト」大賞作品の表彰を行います。

以 上

2011 年度～2013 年度の 3 年間は、「全国自治体 ICT サミット」「定例会」「視察」の 3 本柱で運営。定例会内に複数の分科会を設けることで、定期的な議論・実践の場となってきた。結果として、自治体内で ICT 関連業務に携わる人々の貴重なネットワークが誕生し、具体的な連携の形も生まれつつある。

地域コンソの設定期間は 3 年間、本年度は活動最終年にあたる。2014 年度の活動について、参加自治体の意向も踏まえながら、次の 3 つの案から決定したい。具体的には、定例会は廃止とし、これまでの議論の中で生まれた個別案件について、必要に応じてコンソーシアム内プロジェクトとして継続する方向を模索したい。

案 1) 活動内容を、「全国自治体 ICT サミット」と「視察」、年 2 回程度の合同会合に限定。

【変更点】

定例会は廃止。アドホックな合同会合を年 2 回程度開催。

【従来と同じ点】

事務局は、慶應で引き続き担当する。

運営費は、スポンサー企業からの研究費として賄う（研究費は減額）。

目的：3 年間培ってきた自治体間のネットワークを継続する。

案 2) 案 1 に加え、個別テーマに関するコンソ内プロジェクトを運営。

※プロジェクト候補：防災協定、教育システム、情報発信（共有）？

【変更点】

定例会は廃止、個別プロジェクトに関する会合は適宜実施。

運営費は、スポンサー企業からの研究費＋プロジェクト参加自治体からの研究費で賄う（※自治体の研究費負担詳細についてはプロジェクトによる）。

【従来と同じ点】

「サミット」「視察」に関する事務局は慶應で担当する。

【考慮点】

個別プロジェクトの事務局措置。参加自治体の人的関与が望ましい。

目的：自治体ネットワークの継続に加え、個別プロジェクトにより自治体のコミット意識を高め、実践につなげる。

案 3) その他（継続しない、案 1、2 以外のアイデア等）。

2015 年度以降は未定。11 月 22 日（金）開催予定の「全国自治体 ICT サミット」終了後、コンソーシアム総会を開催し、来年度の方針を正式決定したい。

以 上

自治体 ICT プロジェクト

2013 年度第 4 回定例会 全体会議事メモ

■日時

2013 年 9 月 19 日（木） 13:00～14:00

■場所

慶應義塾大学慶應義塾大学三田キャンパス

東館 6 階 Gsec-Lab（東京都港区三田 2-15-45）

■議事

1. 「日韓の電子自治体に関する比較調査研究」、藤沢市総務部参事兼 IT 推進課長 大高利夫氏
2. 「教育情報アプリケーションユニット標準仕様」について、（一財）全国地域情報化推進協会
3. 来年度のコンソーシアム活動について

■連絡事項

- ・（事務局より）自治体アプリコンテストについて、現在アプリを募集中（配布したチラシ）。まだ応募数が少ないため、参加者の皆さんは、応募の可能性のある関係団体に呼びかけていただきたい。
- ・ 11 月 22 日（金）に「全国自治体 ICT サミット 2013」を六本木ミッドタウンで開催予定。テーマはモバイルデバイスとアプリ。アプリコンテストの表彰も行う。

■「日韓の電子自治体に関する比較調査研究」

- ・ 昨年度、地方自治情報センターの共同調査研究事業として、藤沢市、つくば市、三鷹市で実施。国内の自治体、韓国の自治体を訪問調査し比較した。日韓の差がなぜ生じたか、なぜ韓国でできて、日本でできないのかをテーマとした。
- ・ 調査研究では、5 回の研究会を開催したほか、アンケートおよび先進自治体を視察し、現地調査を行った。研究協力者として、情報大学院大学の島田達巳先生に協力を仰いだ。
- ・ 比較方法としては、プロセスモデルの枠組みを用いて各項目について比較した（資料 4 ページ）。
- ・ 韓国は日本統治時代があったため、制度や基本的な考え方が似ているにもかかわらず、現時点では取り組みに大きな差が出ている。
- ・ 韓国の特徴は、国土の均衡発展を掲げて中央政府主導で統一的に電子化を推進していること。日本では自治体の地域特性に合わせて特性のある進展をしてきた。電子政府・電子自治体の

主要業務については、全国共通のシステムを導入しているため、経済的には韓国が有利。一方、自治体ごとの情報化の個性が乏しいことには、韓国でも一部反省が出ている。

- ・ 韓国も当初日本の e-Japan を参考にしたが、韓国では、大統領の下で強力な推進体制が組織され、縦割りの組織を超えてトップダウンで計画が実行されている。韓国情報社会振興院を設立し、専門家を特別職の公務員として採用して、関連法令の評価、事業の企画立案、実行段階での監査、事後の評価などをきちんと行っており、ものづくりの基本を踏まえている。日本の IT 戦略本部は寄り合い所帯で、リーダーシップを発揮できないまま推移しており、その差は大きい。
- ・ 情報通信基盤について、韓国では早い時期（1968年）から住民登録番号制度が採用されていた。現在では指紋も登録されている。民間も含め広い範囲で活用されている。住民登録番号の漏洩や不正使用等の問題も発生したため、新たな PIN 番号制度が導入されたが、まだ十分に普及していないのが実情。
- ・ 情報連携について、韓国の場合は、ソフトウェアの著作権が行政側にあり、ソースコードも公開されている。韓国の情報システムは、2001年に政府が設立した情報共同利用センターと連携して、ポータルサイトで処理をしている。ここで政府・自治体間の連携処理を行っている。書類の発給事務の削減、添付書類の削減などに効果があり、韓国では、現実にペーパーレスも進んでいる。日本の場合、所有権がベンダーにある場合が多く、システム更新時にベンダーを変更することが難しいなどの問題が起こっている。
- ・ 韓国の自治体にはさまざまな共通システムがあり、一カ所のポータルサイトからサービスにアクセスできる。インターネット接続さえあれば、各種事務手続きを行える。
- ・ 開発は政府が一括して行い、運用も一括して行っているが、日本では自治体が個別にシステムを開発している。韓国には国家標準の開発方法があり、専門職がシステム開発を行い、監査を行っている。日本には、そういった手法はない。
- ・ 情報セキュリティについては、考え方に違いがある。韓国では、100%のセキュリティはないという前提に立っているが、日本では100%を実現しないと認められない。
- ・ 成果については、日本はBPRなしでシステム開発を行う、個別にシステム開発を行っていてコスト高、連携が進んでいないなどの問題がある。韓国は住民の利便性ありきでシステム開発を行っている。
- ・ アンケートについては今回の発表では割愛する。
- ・ 国内の現地視察は、藤沢市、南砺市、つくば市、渋谷区、三鷹市で実施。
- ・ オフィスのペーパーレス化：韓国ではペーパーレス化が進んでおり、プリンタが消えつつある。決済、文書処理で添付書類を廃止し、ペーパーレス化を徹底しており、システムの連携も進んでいるため。日本では、電子化したものをわざわざプリントアウトし、再入力するといった場面も多い。
- ・ まとめ：韓国では、大統領のリーダーシップの下、国が主導して強力に電子自治体を推進しており、利活用も進み、業務量を削減している。政府が一括してシステムを開発し、自治体に配布している。日本も、先進自治体は、韓国の有力自治体と比べても後れを取っているとは思えない。全体的な遅れは、政府および中央省庁の取り組みの違いに寄るところが大きい

のではないかと。IT 戦略そのものには大きな差はなかったが、推進力・実行力に大きな差があった。政府が腰を据えて長期的な IT 戦略を実行できることが重要。また、専門家を雇用するための制度改革、CIO を中心に計画を策定し、官民一体となって推進していくこと、強力な推進組織を設けること、省庁のシステム開発については基準を定めて一元的に運用することを法制化により義務づけるなどが重要。韓国は法律によって推進力を担保しているが、日本はガイドラインを使ったやり方を取っており、強制力がない点が推進力に大きな違いを生んでいる。

質疑応答

- ・ 韓国では予算措置についてはどうなっているのか。→予算的には厳しく、独自のことをやる場合には、自治体が自前で予算を付ける必要がある。そのため、標準化されたシステムを使わざるを得なかったと聞いている。システムがあてがわれており、各自治体で開発や改修をすることはない。
- ・ 日本の自治体には議会から注文がつくなどの苦労があると思うが、韓国では議会からの注文はないのか。→地域に根ざしたサービスが足りないといった認識はある。日本の場合、共通した部分は必要だが、自治体によって大きく事情が異なるので、1つの共通システムがあればよいとはならない。
- ・ 韓国では政府が推進しているとのことだが、ベンダーはどう関わっているのか。→1つのシステムに決めてしまうと他社はどうするの?といった疑問があった。実態がどうなのかはよく分からないが、日本の場合、多くのベンダーがある中で、1つに決めるというのは難しいのではないかと。→韓国はすべてサムスンが手がけている。これが推進力を高めている一方、サムスン以外の会社が育っていないといった問題もある。

事務局櫻井より補足

- ・ 韓国では、住民登録番号の漏洩事件などを受けて、i-Pin と呼ばれる別の識別子を導入。詳しくは資料参照。一部サイトに導入されているが、まだあまり利用が進んでいない。韓国では、個人認証に特別な IC カードなどは使っておらず、指紋やクレジットカードを利用している。

■「教育情報アプリケーションユニット標準仕様」について

- ・ APPLIC 教育 WG の体制について（資料 4 ページ参照）。教育 WG は APPLIC アプリケーション委員会の下部に属する。参加している企業は小規模な企業が多いが、これは教育アプリケーションを手がけている企業が小規模なところが多いため。総務省・文部省もオブザーバとして参加している。
- ・ 実は最近まで、学校の先生には PC が配られていなかった。学校にあるのは、基本的に生徒が使うためのもの。この背景には、小中学校は市立なのに対し、先生は県職員であるということがある。このため、学校の対応は遅れており、セキュリティ上の問題も多かった。
- ・ H23.4 文科省「教育の情報化ビジョン」で、APPLIC の取り組みが取り上げられ、文科省は独自の取り組みを行うのではなく、APPLIC の取り組みが参照されることに期待しているこ

とが明らかになった。

- ・ 教育には、「教育の独自性」があるため帳票については法律では決められていない。例えば通知表は法律では決まっていない（校長権限）。自治体で帳票が統一されているところの方が少なく、全国では何万種類もの帳票がある。このため、標準化は極めて困難だったが、ようやく取り組みが始まった。
- ・ 標準化の目的は、教育情報連携サービスの高度化・普及。文書には無数のローカルルールがあるが、少なくとも保存が義務づけられているものについては標準化するという方針で進めてきた。生徒が転校する場合には送らなければならない書類が決まっているが、うまく活用できないでいる。こういったことも起こりにくくなる。
- ・ 業務効率化、ベンダー移行の際の移行リスクの低減、既存システムの改修が不要な仕組みにすることにより、コストの削減も見込まれる。システム改修を行うことなく利用できることを前提にベンダーも取り組みに参加しており、すでに9社27製品が対応している。
- ・ 今後の展開：特別支援学級への対応。また、小中学校だけでなく、高等学校の標準化・仕様化も検討する。さらに、保険分野の帳票、学校事務分野の帳票など、校務情報化に対応する拡張も行っていく。
- ・ 配付資料には教育クラウドに関する資料も含まれているので、参照して欲しい。

質疑応答

- ・ 私学と公立では違うところもあると思うが、横断的にやっているのか。→指導要録については、法律で作成が義務づけられているため、私学でも対象となり一緒に扱える。私学は形式が違うものもあるが、基本的な項目については利用できる。
- ・ （富士吉田市）本コンソーシアムの協力を得て教職員業務支援システムを共同で開発しているが、指導要録の電子保存について、ようやく電子保存が許可された。これが前例となっていくかもしれない。従来は紙での保管であり、金庫に保管していた。→指導要録は法律で、学校で20年間保存することになっている。サーバでの保存は、学校が借りているという解釈で可能ということになった。→文科省を説得する際、東日本大震災のようなケースで記録が失われることも例に挙げた。
- ・ どうして文科省が電子保存可能だとしているのに、富士吉田市ではそんなに苦労したのか？→文科省は事務連絡で電子保存が可能だとしており、ガイドラインはあるが、実例がなかったため、責任のあり方や詳しいことが分からなかった。それを解決するのに時間がかかった。→これまでの事例では、紙でも保存した上で電子保存をしていたケースが多かった。富士吉田氏は電子データを原本としたため難しかったと思われる。

■来年度のコンソーシアム活動について

- ・ 資料に沿った説明（省略、資料参照）。
- ・ 本コンソーシアムは、元々サミットの方が先にあり、サミットを継続的に行うために慶応大学が事務局となって、3年間のプロジェクトとして立ち上げたが、今年度で最終年度となる。このため、来年度以降の体制を検討している。慶応大学としては、このままの体制で進める

には困難な要因があるが、このコミュニティを失うのは惜しいという意見もある。緩やかなコミュニティを維持しつつ、個別の話題に対応できるような体制を考えたい。サミット開催時に同時に行うコンソーシアム総会で首長を交えて決定したい。

以上

自治体 ICT プロジェクト 防災・災害分科会

第4回定例会

■日時

2013年9月19日（木） 14:00～15:00

■場所

慶應義塾大学慶應義塾大学三田キャンパス

東館6階 Gsec-Lab（東京都港区三田2-15-45）

■議事

・ICT-BCPの策定支援状況について

各 ICT-BCP 策定中自治体の状況を確認する。

・災害時相互応援協定に関する検討

災害時相互応援協定締結に向けて、運営体制、活動内容等について議論する。

（資料：災害時相互応援協定の今後の運営方針について、別紙1）

以上

災害時相互応援協定の今後の運営方針について

次年度以降、災害時相互応援協定（以下「協定」）を結び、活動を行うには、参加団体を募り、協定の形式・運営体制・具体的な活動内容や各参加自治体の負担等について定める必要があります。

■本コンソーシアムの次年度方針（案）と協定について

本コンソーシアム（以下「コンソ」）は永続的なものではない一方、協定は永続的なものであるため、長期的には協定の運営体制はコンソとは独立して継続可能なものにする必要があります。

一方、協定は本コンソを母体として検討されてきており、本コンソが存続する間は、コンソ内に事務局を置くなどして、活動基盤とする選択肢もあり得ます。

本コンソは、本年度で当初設定されていた3年の活動期間を終えるため、次年度は運営体制の見直しを行うこととなっています。現在の案は別紙の通りです。今後調整を行い、最終的には11月開催のサミット時に、参加自治体の市長を交えた議論を経て決定される予定です。別紙の案1に決定した場合、コンソ内には協定の事務局を置くことが難しくなる可能性があります。

■検討事項

- ・ 各参加自治体の協定への参加意向

各自治体に協定に参加する意向があるか、参加にあたっての希望や条件等があるか。（現時点での決定は不要）

- ・ 協定の形式について

2 団体間や団体数が固定の協定の場合は、協定書に全自治体首長の署名をした協定書を作成する形式を取ることが可能（例：銀河連邦）ですが、参加自治体が後に増える可能性がある場合、この形式ではその都度協定書の改訂と署名が必要となります。どのような形式が望ましいか。

- ・ 協定事務局はどのように組織するか・各自治体はどの程度関与するか

当面コンソ内に事務局を設置する場合、参加自治体の運営への関与についても検討が必要です。事務局業務のサポートは、コンソ（慶応大学）で行うことが可能ですが、研修会や合同訓練の企画など、内容に関しては、自治体業務に深く関わる事柄であることから、自治体担当者間で実施していくことが望ましいと思われます。

- ・ コンソで活動を継続する場合の協定以外のテーマの取り扱い

ICT・BCPの普及活動等について、活動を継続するか、協定の活動の中でどう位置づけるか。

- ・ 活動内容について

協定の運営体制や、事務局に対する自治体の関与の度合いを考慮した場合、現在挙げられている活動内容は適切か、過不足はないか。

平常時の準備

- ・ 災害時および平常時の連絡手段の維持管理。
- ・ 定期研修の開催。年に1度程度担当者が集まり、各自治体の状況に関する情報交換、共通課題についての意見交換、新規参加自治体・配置転換後担当者向け研修等を実施。
- ・ 定期的な災害対応訓練の実施。
- ・ 事業継続計画（BCP）の策定と、災害時に支援・支援受け入れを行うための体制整備。

参加自治体の義務と活動

- ・ 協定担当者の任命（防災担当部署と情報担当部署の2名以上）
- ・ 協定参加団体との連絡手順等を含む、最低限のBCPの策定と定期的改訂
- ・ 支援検討時に参考とするシステム・ネットワークの構成、機材リスト等の資料作成・共有・定期的改訂（改訂は年1回以上、関係者はNDAを結ぶ）
- ・ 定期研修への担当者の参加
- ・ 災害時に希望する可能性のある支援内容の策定と共有
- ・ 支援を受ける際の受け入れ体制づくり（支援手順の明示、ゲストIDなどの準備を含む）

※2012年度サミット配付資料より一部抜粋

自治体 ICT プロジェクト 防災・災害分科会

2013 年度第 4 回定例会 議事メモ

■日時

2013 年 9 月 19 日（木） 14:00～15:00

■場所

慶應義塾大学慶應義塾大学三田キャンパス
東館 6 階 Gsec-Lab（東京都港区三田 2-15-45）

■参加者

藤沢市、遠野市、登米市、つくば市、杉並区、茅ヶ崎市、富士吉田市、美馬市、鹿児島市

■議事

参加団体の ICT-BCP の策定支援状況について

- ・（主査より）各参加自治体の ICT-BCP の策定状況について確認したい。こちらで把握しているところでは、登米市は承認を受け、プレスリリースまで終わり、短期間ながら完成を見た。また、小鹿野町が参加している町村情報システムの BCP 策定もほぼまとまっていると伺っている。他にも、いくつか活動を始めているという報告をもらっている。
- ・ 今回の BCP 策定支援については、登米市から報告を頂きながら進め、完成を見たのが一番の成果。各自治体がどこで苦労したかなど、支援の経験をサミットまでにまとめる予定でいる。
- ・ サミットに向けて、ICT-BCP 策定支援関連では、登米市と埼玉県町村情報システムの BCP 策定の報告と、支援のポイントまとめを準備していく予定。
- ・ 策定のプロセスでは、おそらくリスクの洗い出しと作業が一番大変だったと思われる。リスクに対する対策を立てる際のポイントを整理すると役に立つのではと考えている。現在悩んでいる自治体があれば、ぜひ相談して欲しい。

災害時相互支援協定の今後の運営方針について

- ・（主査より）協定については、いろいろな課題があり、今回は協定を結ぶ際に考えなければならない論点について検討したい。協定を結んだ後の活動内容については、結んだ後に必要なものを足し引きしていくことが可能であり、むしろ維持可能な体制を作ることの方が重要。サミットに向けて方向性をまとめていく必要がある。
- ・（事務局から、資料に沿って検討事項の説明。協定の形式、協定事務局の組織と各自治体の関与の度合い、協定以外のテーマの取り扱い、活動内容について、等。資料参照）
- ・（事務局）コンソに向けて、各自治体で参加意向があるかどうか、検討を始めて頂きたい。
- ・ 現時点ではどこまでやるかが明確に見えておらず、検討が難しい。

- ・ (主査)義務が多ければ多いほど参加が難しくなる。他の災害協定を結んでいる自治体では、その協定との兼ね合いもあり得る。あるいは、杉並区はスクラム支援の体制作りを進めているが、そこへ参加するという方法もある。提案だが、一番やりやすいのは、このコンソーシアムのOB会といった位置づけで活動を続けることかもしれない。協定までいかない、緩いつながりを継続して、災害発生時には連絡を取り合って支援出来るかどうか検討するという形にするのもいいのではないか。年2回、コンソの他にもう1度集まる程度の活動を継続してはどうか。お互いに知っているだけでも、支援のきっかけにはなる。このような緩い関係であれば、参加もしやすく、本来の協定の趣旨にも合致するだろう。
- ・ (主査)今この会に参加している人も、10年後に同じ部署にいる可能性は低い。銀河連邦のようなしっかりした関係が作ればいいが、そうでなければ、緩やかな関係の方が維持可能性が高いと考えられる。災害発生時には、ICT部門から支援のために人を出すことが認められる程度関係を作っておくのがよい。事務局を藤沢市で引き受ける方法もあるが、課長が変われば状況も変わるかもしれない。それでも続けていけるような体制を考える方がよい。
- ・ これは、ICTに限定した協定なのか、それとも全般的な協定なのか?→ICTに限定したものを検討している。これは、先の震災でICT分野の支援が難しかったことを受けたもの。この分野では、支援を受ける側の準備も必要。
- ・ 自治体だけでなく、ノウハウを持つ企業にもこの枠組みに参加してもらうのが望ましいのではないか?→知人の米国の事例を考えると、そういう可能性はある。→東日本大震災では、自治体に多くの手がさしのべられたが、受ける側がうまく支援を受け取れなかった事例があった。継続的に関係を継続するのは難しいのかもしれない。しかし、この協定の経緯を踏まえて、自治体の側からベンダーに支援をお願いするということはあるかもしれない。→ベンダーは、協定の有無にかかわらず、今後もまず駆けつけて出来ることをする。ただ、ベンダーは作業はできるが、優先順位の判断などが出来ないために支援が止まることはあり得る。協定でそれを改善することはできるかもしれない。
- ・ 東日本大震災では、直接の大きな被害はなかったが、近隣の町では津波で大きな被害を受けた。当時は近くにいながら支援出来ることがなかった。たまたまベンダーが同じだったため、バックアップデータをサーバに入力して、一部業務を登米市内で行った。しかし、現地で活動することは難しかった。つながりの中で、支援を受けるための体制を整えることはできるかもしれない。
- ・ (主査)藤沢市と杉並区は、非常時には互いのシステムを使用してデータを出力する協定を結んでおり、定期的にそのための訓練を行っているが、その過程で交流が生まれている。そういう関係が災害時には役に立つと考えている。
- ・ (事務局)今は主査から、最大限活動を軽くして、コミュニティの維持を重視する方向が望ましいという意見が出ているが、他に意見はあるか?→軽い方が継続しやすい側面がある一方、説得するにはしっかりした組織がある方がよいかもしれない。また一方で、しっかりした体制があることが望ましいのであれば、すでに出来上がった関係に入っていく方が簡単。新たに体制を作るには、それなりの負担が必要で、ハードルが高い。
- ・ 以前、防災の担当者に協定について、意見を聞いたところ、いい顔をされなかったことがある。また、今回の協定には東日本の自治体の参加が多い印象があるが、東日本で一度に被災

されると、西日本の自治体が負う支援の負担が大きくなるのではないかという懸念も出た。協定には参加したいが、自治体としてはジレンマを抱えている。→この協定では、各自治体の体力に合わせて支援することを考えている。被災自治体が多くなってしまっても、支援団体が出来る以上の負担をするような体制にはすべきでない。防災担当者も出るべきかどうかは、検討の余地がある。ICT の担当者同士で出来るサポート関係にすべきかもしれない。他の問題として、緩やかな関係の協定で、いざ災害が起こった際に、支援に行ってもよいという承認が下りるかという懸念はある。

- 確かに、負担が大きすぎるものになると参加が難しいかもしれない。ネットワークやシステムの情報共有などは、素早い対応に役に立つと思われるのでよいが、常に互いに手順まで把握することを求められると、自治体が多くなると負担が大きくなる懸念がある。→全自治体が全自治体をサポートするのではなく、いい距離感の自治体を中心になってサポートをするやり方もあり得るし、全国を順番に回って、各参加自治体のことについて勉強をしていくという方法もあり得るかと思う。工夫の余地はある。
- 参加自治体全体で被災自治体を支援するという基本的な考えがあるように見受けられるが、3つくらいの近隣自治体をグループにして協定が組めれば、いい規模感になるのではないか？全体が全体をサポートすると、困難な点も多くなる。→グループを組む方法は1つの案としてある。ただし、近すぎると同時被災してしまう危険があることと、少数で組んだ場合、支援の負担が大きくなってしまう可能性があるため、検討が必要。選択肢としてはあり得る。